審査項目 通し番号	原則	審査項目	参考:適合性審査の審査基準	JSPOの遵守状況(2023.3)	関連規則等
1	[原則1] 組織運営等に関する基本 計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本 計画を策定し公表すること	(1) 中長期基本計画を策定している。 (2) 中長期基本計画を公表している。 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 2023年から2027年の5カ年の中期計画である『JSPO中期計画2023-2027』を策定している。この中期計画では、JSPOのミッション・ビジョン・バリューを基に、これらを達成するための4つの重点項目、それに紐づく32の成果目標を中心に構成している。全ての成果目標に2027年度までの到達目標とその評価指標を設定しており、この成果目標は施策の進捗や環境の変化に応じ適宜見直す。また、中期計画の確実な進捗を支援するため、外部委員を中心に構成するプロジェクトチームを新設し、成果目標の確実な達成をサポートする予定。 (2) HPで公開している。 (3) 外部委員で構成するプロジェクトチームを中心に中期計画を策定し、策定過程では役職員や加盟団体を対象とした意見募集に加え、HPで意見公募を実施した。 ※3月9日JSPO理事会後に公表するものとして作成しています	JSPO中期計画2023-2027
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 人材の採用及び育成に関する計画を策定している。 (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を公表している。 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 2021年3月に策定した「人材育成基本方針」に基づき、2023年から2027年の5カ年の計画である『JSPO人材育成計画2023-2027』を策定している。人事管理、研修、職場環境・組織風土づくり、人材交流の4項目それぞれに具体的な取組を設定している。 (2) HPで公開している。 (3) 外部委員で構成するプロジェクトチームを中心に財務計画を策定し、策定過程では役職員から意見を募った。 ※3月9日JSPO理事会後に公表するものとして作成しています	JSPO人材育成計画2023- 2027
3	[原則1] 組織運営等に関する基本 計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 財務の健全性確保に関する計画を策定している。 (2) 財務の健全性確保に関する計画を公表している。 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 2023年から2027年の5か年の計画である『JSPO財務計画2023-2027』を策定している。現在の財務状況と今後の収益・費用分析を踏まえ、主要な経営指標に目標値を設定している。 (2) HPで公開している。 (3) 策定過程では、役職員から意見を募った。  ※3月9日JSPO理事会後に公表するものとして作成しています	JSPO財務計画2023-2027
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合 (25%以上) 及び女性理事の目標割合 (40%以 上)を設定するとともに、その達成 に向けた具体的な方策を講じること	(1) 外部理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。 (2) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	関係規則を改定しており、この規則に基づいて2023年6月に役員を改選する予定。(現	則、役員候補者選考委員 会規程、評議員及び理事

審査項目 通し番号	原則	審査項目	参考:適合性審査の審査基準	JSPOの遵守状況(2023.3)	関連規則等
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合 を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	(1) 外部評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。 (2) 女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 外部評議員の目標割合は3%以上に設定している。目標達成のため、2022年6月に関係規則を改定しており、この規則に基づいて2023年6月に評議員を改選する予定。 (現在の外部評議員割合は3.4%) (2) 女性評議員の目標割合は15%以上に設定している。目標達成のため、2022年6月に関係規則を改定しており、この規則に基づいて2023年6月に評議員を改選する予定。 (現在の女性評議員割合は7.7%)	則、評議員選定委員会規 程、評議員及び理事選任
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成 等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その 意見を組織運営に反映させるための 具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。 (2) アスリート委員会の構成について、性別や競技・種目等のバランスに留意するとともに、委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選が行われている。 (3) アスリート委員会の意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じている。	(1) JSPOではアスリートの登録が無いため、この項目は該当しない。	該当する内容がない
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実 効性の確保を図ること	(1) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っている。	(1) 定款に基づき28名で理事会を構成している。理事会のもとに14の委員会を設置しており、各委員会に理事を複数名配置していることから、28名の理事会構成は適正な規模であると考える。	
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 理事の就任時の年齢に制限を設けている。	(1) 理事の就任時の年齢は70歳未満に制限している。ガバナンスコードに則り、外部 理事は年齢制限を適用しないことができるものとしている。	評議員及び役員選任規 則、役員候補者選考委員 会規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。		ている。	(1) 理事が原則として10年を超えて在任することのないよう、再任回数の上限を5回としている。ガバナンスコードに則り、理事の在任期間が10年に達する場合であっても、JSPOのスポーツ中期計画に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があると役員候補者選考委員会が評価した場合は、10年を超えてさらに在任(1期又は2期)できるものとしている。  【激変緩和措置(または例外措置)】  在任期間が10年を超える役員が2名在任しているが、この2名については激変緩和措置を講じ、10年を超えて引き続き在任することを役員候補者選考委員会で承認している。	則、役員候補者選考委員

審査項目 通し番号	原則	審査項目	参考:適合性審査の審査基準	JSPOの遵守状況(2023.3)	関連規則等
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。	(1) 役員候補者選考委員会を設置し、役員候補者等の決定を理事会等の他の機関から 独立して行っている。委員の過半数は非理事で構成している。	評議員及び役員選任規 則、役員候補者選考委員 会規程
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程 を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成 員が適用対象となる法令を遵守する ために必要な規程を整備すること	(1) NF及びその他役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守する旨を含む規程を整備している。	(1) 倫理規程をはじめ、各種規程を整備している。	倫理規程、服務規程、加 盟団体規程
12		(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。	(1) 定款をはじめ、各種規程を整備している。	定款、評議員会規程、理事会規程、委員会規程、加盟団体規程、事務局規程、経理規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程 を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 法人の業務に関する規程を整備している。	(1) 事務局規程をはじめ、各種規程を整備している。	事務局規程 (下位規程含む)、経理規程、個人情報保護方針及び同規程、文書処理細則、役員・評議員推薦届等様式、各種契約書、暴力団排除宣言
14		(2) その他組織運営に必要な規程 を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規 程を整備しているか	(1) 法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。	(1)役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程をはじめ、各種規程を整備している。	役員及び評議員の報酬並 びに費用に関する規程、 役員等旅費規程、給与規 程、職員旅費規程
15		(2) その他組織運営に必要な規程 を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備し ているか	(1) 法人の財産に関する規程を整備している。	(1) 定款に定めるほか、各種規程を整備している。	定款、経理規程、契約処理規程、財産運用管理規程、財産運用管理規程、寄付金取扱規程、特定資産等取扱規程、特定費用準備資金等取扱規程
16		(2) その他組織運営に必要な規程 を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を 整備しているか	(1) 財政的基盤を整えるための規程を整備している。	(1) 日本スポーツ協会協賛制度規程をはじめ、各種規程を整備している。	スポーツ少年団登録規程・施行規則、公認スポーツ指導者登録規程、加盟団体規程、標章規程、日本スポーツ協会協賛制度規程
17		(3) 代表選手の公平かつ合理的な 選考に関する規程その他選手の権利 保護に関する規程を整備すること	(1) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。 (2) 選手の権利保護に関する規程を整備している。 (3) 選手選考に関する規程(選考基準及び選考過程)の作成者の選定を公平かつ合理 的な過程で実施している。	(1) JSPOでは、代表選手の選考を行っていないため、この項目は該当しない。	該当する内容がない
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選 考に関する規程を整備すること	(1) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。	(1) JSPOでは、審判員の選考を行っていないため、この項目は該当しない。	該当する内容がない

審査項目 通し番号	原則	審査項目	参考:適合性審査の審査基準	JSPOの遵守状況(2023.3)	関連規則等
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護 士への相談ルートを確保するなど、 専門家に日常的に相談や問い合わせ をできる体制を確保すること	(1) 規程の整備や法人運営に関する日常的な相談について、相談内容に応じて適切な 弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる 体制を確保している。 (2) 役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法 的知識を有している。	等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 (2)職員の業務遂行上、必要に応じて法的知識を学ぶための外部研修等を受講して	
20	[原則4] コンプライアンス委員会 を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) コンプライアンス委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。 (2) コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。 (3) コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも1名以上は女性委員を配置している。	(1) 倫理・コンプライアンス委員会を設置しており、年に3回程度開催している。 (2) 委員会の役割や権限事項を明確に定めている。JSPO自身のガバナンスコード遵守状況をはじめ、当協会のガバナンス・コンプライアンスに係る事項を組織的、継続的に実践している。 (3) コンプライアンス委員会の構成員に、女性委員を3名配置している。	
21	[原則4] コンプライアンス委員会 を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	I 11	(1) コンプライアンス委員会は3名の弁護士のほか、外部有識者を含む6名で構成している。	
22	[原則5] コンプライアンス強化の ための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライア ンス教育を実施すること	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施している。	(1) ハラスメント研修ほか、各種コンプライアンス教育を年に1回以上実施している。役員改選後初回の理事会後には、外部講師を招いたコンプライアンス研修を実施している。	JSPO人材育成計画2023- 2027
23	[原則5] コンプライアンス強化の ための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプ ライアンス教育を実施すること	(1) NFが主催する全国大会等及び国際大会等に参加する選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。	(1) 公認スポーツ指導者養成カリキュラムでは、2019年4月1日からモデル・コア・カリキュラムを導入し、コンプライアンスの内容に加えて、スポーツ権、スポーツの意義と価値、スポーツの自治(ガバナンス)、スポーツ・インテグリティ、倫理、暴力・ハラスメントの根絶、指導者の法的責任なども含めた内容でスポーツ指導者の養成を行っている。	キュラム、グッドコーチ ング・スキルアップ研修
24	[原則5] コンプライアンス強化の ための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアン ス教育を実施すること	(1) NFが主催する全国大会等及び国際大会等に参加する審判員に対して、少なくと も年に1回以上のコンプライアンス教育を実施している。	(1) JSPOには審判登録がないため、この項目は該当しない。	該当する内容がない
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家 のサポートを日常的に受けることが できる体制を構築すること	(1) 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。 (2) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。	(1) 法律事務所との顧問契約を締結し、業務遂行上に懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 (2) 監査法人との監査契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること		(3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査を実施し、組織の適正性に	定款、経理規程、契約処理規程、財産運用管理規程、財産運用管理規程、寄付金取扱規程、特定資産取扱規程、特定費用準備資金等取扱規程、監事名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	参考:適合性審査の審査基準	JSPOの遵守状況(2023.3)	関連規則等
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、 適正な使用のために求められる法 令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。	(1) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。	倫理規程、倫理ガイドラ イン、経理規程(下位規 程含む)
28	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。	(1) 法令で定められている法定備置書類(定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、賃借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他)を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。事業・決算報告書をはじめ、各種規程・書類等をHPで開示している。  <事業・決算報告書:https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid140.html#05 > <各種規程等:https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid758.html >	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報 開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関 する情報を開示すること	(1) 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示している。	(1) JSPOでは代表選手を選考することがないため、この項目は該当しない。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。	(1)ガバナンスコードの遵守状況を開示している。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 重要な契約(金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。) については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。 (2) 利益相反ポリシーに基づいた規程があり、利益相反を適切に管理している。	(1) 利益相反ポリシーを策定し、利益相反を適切に管理している。	倫理規程、倫理ガイドライン、利益相反ポリシー
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 利益相反ポリシーを作成している。	(1) 利益相反ポリシーを策定し、利益相反を適切に管理している。	倫理規程、倫理ガイドライン、利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 通報窓口について、ウェブサイト、SNS等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。 (2) 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 (3) 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。 (4) 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5) 研修等の実施を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。	(4) 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行う	倫理規程、スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程、暴力行為等相談窓口設置規程、暴力行為等相談窓口HP
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護 士、公認会計士、学識経験者等の有 識者を中心に整備すること	(1) 通報制度の運用体制を、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備している。	(1)相談窓口は弁護士が対応している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	参考:適合性審査の審査基準	JSPOの遵守状況(2023.3)	関連規則等
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、 処分対象者、処分の内容及び処分に 至るまでの 手続を定め、周知する こと	を規程等によって定めている。 (2) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。 (3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞(意見聴取)の機会を設けることを規程等に定めている。 (4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程に定めている。 (2) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続をHPで公開している。 (3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞の機会を設けることを規程に定めている。 (4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程に定めている。	加盟団体規程、登録者等 処分規程、国民体育大会 における違反に対する処 分に関する規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきで ある	(2) 処分審査を行う者は、中立性 及び専門性を有すること	(1) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有している。	(1) 各種処分審査を行う会議体は、弁護士及び外部有識者を各1名以上配置するとともに、加盟区分等(NF、都道府県体協、他)に偏りの生じることがないよう、中立性及び専門性の確保に留意している。	
37	[原則11] 選手、指導者等との間の 紛争の迅速かつ適正な解決に取り組 むべきである。		(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 (2) 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。 (3) 申立期間について合理的ではない制限を設けていない。	(1) 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動 応諾条項を定めている。 (2) 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限ら ず、当協会のあらゆる決定を広く対象に含んでいる。 (3) 不服申立期間について、加盟団体の処分に関しては30日以内、選手・指導者に 関しては日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則に準ずることとしている。	加盟団体規程、登録者等処分規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の 紛争の迅速かつ適正な解決に取り組 むべきである。		(1) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。	(1) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応 体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を 事前に構築し、危機管理マニュアル を策定すること	(1) 危機管理体制を構築している。 (2) 危機管理マニュアルを策定している。 (3) 危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 (4) 危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。	(1) 危機管理体制を構築している。 (2) 危機管理マニュアルを策定している。 (3) 危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 (4) 危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。	危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応 体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事 実調査、原因究明、責任者の処分及 び再発防止策の提言について検討す るための調査体制を速やかに構築す ること ※審査書類提出時から過去4年以内 に不祥事が発生した場合のみ審査を 実施	(1) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の 提言について検討するための調査体制を速やかに構築し対応している。	(1)過去4年間において、JSPO内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	参考:適合性審査の審査基準	JSPOの遵守状況(2023.3)	関連規則等
41		(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、 当該調査委員会は、独立性・中立 性・専門性を有する外部有識者(弁 護士、公認会計士、学識経験者等) を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内 に外部調査委員会を設置した場合の み審査を実施	(1) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成している。	(1) 過去4年間において、JSPO内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	
42	1.5	組織等との間の権限関係を明確にす	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にしている。 (2) 地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている。 (3) 地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行っている。	規程に定めている。	加盟団体規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	情報提供や研修会の実施等による支		(1) 加盟団体からの日常的な質疑・照会等への対応のほか、加盟団体が主催する会議体・研修会等へ当協会役職員を講師として派遣するなど支援を行っている。	